

## 公募型プロポーザルの手続開始について

下記の委託業務について、公募型プロポーザルの手続開始にあたり、参加希望者の募集を行う。

令和6年5月16日（木）

静岡市長 難波 喬司

### 1 業務概要

#### (1) 業務名

令和6年度 都清委第5号

清水都心地区まちなか再生指針作成及び清水駅西口エリアマネジメント支援業務

#### (2) 業務目的

静岡市都市計画マスタープランの重点地区である清水都心地区では、第4次総合計画の5大重点政策として「港町の海洋文化を磨き上げるまちの推進」を掲げている。

清水都心地区の東側である清水港周辺エリア（以下、「みなと側」）では、清水みなとまちづくり公民連携協議会が策定した「清水みなとまちづくりグランドデザイン」に基づき、公民が連携し、エリアの活性化に資するプロジェクトが数多く展開されている。令和4年度には「清水駅東口・江尻地区」「日の出・巴川河口地区」の2地区のガイドラインを策定し、プロジェクトをより具体化しているところである。一方で、西側に位置する清水駅西口地区（以下、「まち側」）は、清水のまちなかへの玄関口を担う地区であるが、歩行者通行量の低下や遊休不動産の増加等、都市機能の低下がみられることから、近年、地元商店会、団体等がまちづくりの活動を活性化させており、令和5年にはエリアマネジメントの母体となるまちづくり会社が設立されるなど、地域主体のまちづくり活動が動き始めている。

この「みなと側」の活気と「まち側」のまちづくり活動を連動させ、清水都心地区として一体となったまちを形成していくため、まちなか再生の実現化方針案を作成するとともに、具現化する手法としてエリアマネジメントの体制構築や公共空間等の整備・活用方策の検討を行うことを目的とする。

#### (3) 履行期限

令和7年3月21日（金）

#### (4) 契約上限額

本業務の契約上限額は、15,000,000円（税込）とする。

### 2 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満足していること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 参加表明書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡市入札参加停止等措置要

綱（平成24年4月1日）に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

(4) 静岡市における建設業関連業務委託に係る競争入札参加資格のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係る競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

(5) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号）に基づく「都市計画及び地方計画部門」の登録を受けていること。

(6) 以下に示す、同種業務について、平成26年4月1日以降に完了した実績を有していること。

同種業務： 法定計画に位置付けられた拠点エリアにおいて、ワークショップ等による地域住民等の意見把握を伴うまちづくり計画作成業務

(7) 『技術士（建設部門「都市及び地方計画」又は総合技術監理部門「都市及び地方計画」）又はRCCM「都市計画及び地方計画部門」の資格を有する者』を管理技術者として、当該業務に配置できること。なお、参加表明書の提出期限までに当該登録を受けていない場合にも登録資格を有していれば参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該登録の登録申請書の写しを提出するものとし、当該業者が選定されるためには特定通知の日までに登録を受け、登録書の写しを提出しなければならない。

また、管理技術者は担当技術者を兼ねることができるが、この場合、「予定技術者の技術力と実施体制」の評価は、管理技術者として評価を行い、担当技術者としての評価は行わないものとする。

(8) 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものであるおそれがあると市長が認める者でないこと。

### 3 企画提案書作成要領等の配布期間、配布方法

#### (1) 配布期間

令和6年5月16日（木）の午前8時30分から

令和6年5月31日（金）の午後5時15分まで

#### (2) 配布方法

静岡市ホームページへの掲載による。

静岡市ホームページ⇒市政情報⇒しごと・産業⇒事業者の方へ⇒事業者募集

『公募型プロポーザル「清水都心地区まちなか再生指針作成及び清水駅西口エリアマネジメント支援業務」』

<<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9875/s013773.html>>に掲載する。

#### 4 参加表明書及び企画提案書の提出

##### (1) 提出期間

令和6年5月17日（金）午前8時30分から

令和6年5月31日（金）（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の正午までの間  
（郵送の場合は5月31日（金）正午**必着**）

##### (2) 提出先

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号

静岡市都市局都市計画部清水まちづくり推進課まちづくり推進係

TEL：054-354-2018 FAX：054-354-1900

E-mail：smz-machidukuri@city.shizuoka.lg.jp

##### (3) 提出方法

上記提出先まで持参または郵送にて提出すること。

#### 5 ヒアリングについて

企画提案書提出後、内容について確認をするため、必要に応じてヒアリングを実施する。

#### 6 見積参加予定者の特定及び見積参加者の決定

(1) 企画提案審査会において、審査基準に基づき、提出された企画提案書を審査及び評価し、評価点の合計（700点満点（100点×7名））で最も評価の高い点数を得た者を見積参加予定者として特定する。ただし、企画提案書の評価において、一審査員の得点が配点基準の計（100点）の1/2（50点）に満たないもの、又は「業務内容の理解度」、「業務実施に際しての創造性と的確性」、「業務フロー及び工程計画の的確性」の評価において、最低評価（0点）が1以上ある業者を特定しようとする場合は、企画提案審査会で協議し、特定しない場合もある。その場合は次点の者を見積参加予定者として特定する。

(2) 評価点の最も高い者が2者以上あるときは、その中で見積額の最も低い者を見積参加予定者として特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより見積参加予定者を特定する。その後、評価結果を静岡市都市計画部委託業務等業者選定部会に諮り見積参加者を決定する。

(3) 企画提案審査会の審査結果については各提案者に文書で通知する。

#### 7 その他

(1) 詳細は、「企画提案書作成要領」によるものとする。

(2) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

(3)照会窓口は、〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 静岡市都市局都市計画部  
清水まちづくり推進課まちづくり推進係（電話番号 054-354-2018）とする。